

平川内水面漁業協同組合内共第 15 号

第五種共同漁業権遊漁規則

平川内水面漁業協同組合

平川内水面漁業協同組合内共第15号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、平川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第15号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・いわな・やまめ・こい・ふな・うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は予め組合に申請してその承認を受けなければならない。
投網、たも網（口径1m未満のもの。以下同じ。）
四ツ手網

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣及び持綱による遊漁の場合には口頭で組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣及び持綱による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内において手釣、竿釣及び持綱以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から ^{翌年3月} 10月31日まで
やまめ いわな	4月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄の期間中は漁業を営んではならない。

ア. 区域	イ. 期間
大鰐地内に設置する平川統合第1頭首工上下流100mの区域	1月1日から12月31日
弘前市大字堀越地内に設置する平川統合第2頭首工上下流100mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物はそれぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
やまめ	15cm以下
いわな	15cm以下
こい	15cm以下



(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・いわな・うぐい・ やまめ・かじか・こい・ ふな	手釣・竿釣	1日 400円 1年 3,000円
	たも網・投網 四ツ手網	1日 1,000円 1年 5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料の納付場所

住所	連絡所	氏名	電話番号
平川市碇ヶ関湯向川添 82-6	碇ヶ関支部	葛原 勝雄	46-2467
大鰐町大字蔵館字宮本 86-9	大鰐支部	工藤 茂	48-5120
弘前市大字石川字岸田 4-2	石川支部	小寺 隆	92-3431
弘前市大字石川字大仏下 3-2	石川支部	工藤 良憲	92-3647
弘前市川合字浅田 92-1	堀越支部	阿保 静治	27-8096
平川市松館字井ノ上 28-1	新里支部	今井 政義	44-5726
田舎館村大字大袋字樋田 3	大袋支部	成田 孝洋	58-2160
田舎館村大字大袋字樋田 187	大袋支部	齊藤 繁	58-3027
藤崎町大字藤崎若前 5	藤崎支部	加藤 司郎	75-2798
弘前市田町 4 丁目 4-10 市営 B1-1 号	弘前支部	山崎 文春	34-7004
弘前市内釣具店その他組合が指定する販売店			
平川内水面漁業協同組合 事務担当 幸山市雄 48-2353 大鰐町大字大鰐字大鰐 18-2			

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

漁

- 2 遊漁者は遊業に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはいけない。
- 4 遊漁者は遊漁に際しては、川底を搅はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

遊漁承認証

表

裏



住所	
氏名	年令
	電話

-----きりとり-----

No.

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

記

住所	
氏名	年令
	才

承認期間 平成 年 月 日より1ヶ年

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域 平川区域

遊漁料 5,000円

魚 種

発行者

平川内水面漁業協同組合



漁場監視員証

No.

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する

氏名	年令
住所	

有効期間

発行者 平川内水面漁業協同組合



注意事項

- 1 遊漁規則を遵守すること。
- 2 この遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁する場合には本証を必ず携帯すること。
- 4 漁場監視員の要求があったときはこれを掲示しなければならないと共にその指示に従うこと。
- 5 遊漁者は遊漁者としてのマナーを忘れないこと
- 6 特に禁止区域に入らないこと。
- 7 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は再放流してはならない。

注意事項

- 1 遊漁規則を遵守するよう指示すること。
- 2 特に禁止区域における遊漁を監視すること。
- 3 本証又は漁場監視員である腕章をすること。
- 4 違反者に対する措置を公平に措置すること。